

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第六条 平成二十六年<u>度</u>以前の生産に係る前条の規定による廃止前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十五年度以前の旧法第二条第一項に規定する対象農産物に係る収入に係る旧法第四条第一項の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。</p> <p>(租税特別措置法の一部改正)</p> <p>第九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第六条 平成二十五年度以前の生産に係る前条の規定による廃止前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十四年度以前の旧法第二条第一項に規定する対象農産物に係る収入に係る旧法第四条第一項の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。</p> <p>(租税特別措置法の一部改正)</p> <p>第九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を</p>

次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三條第一項又は第四條第一項」を「農業者戸別所得補償法（平成二十六年法律第 号）第三條第一項、第四條第一項若しくは第四項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條」に改める。

第六十一条の二第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三條第一項又は第四條第一項」を「農業者戸別所得補償法第三條第一項、第四條第一項若しくは第四項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 平成二十七年一月一日以後に交付を受けた前条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等があるときは、当該交付金等を前条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「新租税特別措置法」という。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等とみなして同項の規定を適用する。

2 (略)

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正）

次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三條第一項又は第四條第一項」を「農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）第三條第一項、第四條第一項若しくは第四項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條」に改める。

第六十一条の二第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三條第一項又は第四條第一項」を「農業者戸別所得補償法第三條第一項、第四條第一項若しくは第四項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 平成二十六年一月一日以後に交付を受けた前条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等があるときは、当該交付金等を前条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「新租税特別措置法」という。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等とみなして同項の規定を適用する。

2 (略)

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正）

第十一条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を「農業者戸別所得補償法（平成二十六年法律第 号）」に改める。

第三十三条第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法」に改める。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十二条 食料・農業・農村基本法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を削り、「及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）」を「、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び農業者戸別所得補償法（平成二十六年法律第 号）」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第十三条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を「農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）」に改める。

第三十三条第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法」に改める。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第十二条 食料・農業・農村基本法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を削り、「及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）」を「、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第十三条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を「農業者戸別所得補償法（平成二十六年法律第 号）」に、「期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）」を「生産面積」に改め、同条第二号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法」に、「期間平均生産面積」を「生産面積」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項及び第四条第一項」を「農業者戸別所得補償法（平成二十六年法律第 号）第三条第一項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定（米

第十一条第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を「農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）」に、「期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）」を「生産面積」に改め、同条第二号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法」に、「期間平均生産面積」を「生産面積」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第三項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項及び第四条第一項」を「農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）第三条第一項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定（米

管理勘定及び表管理勘定をいう。)、業務勘定及び調整勘定の平成二十六年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(削る)

第十七条 農業収入の減少を補填するための保険制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

管理勘定及び表管理勘定をいう。)、業務勘定及び調整勘定の平成二十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(調整規定)

第十七条 附則第十四条及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の規定により改正される特別会計に関する法律の規定は、同条の規定によつてまず改正され、次いで特別会計に関する法律の一部を改正する法律の規定によつて改正されるものとする。

(検討)

第十八条 農業収入の減少を補填するための保険制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。